

第4章 国有財産の監査

前章では、庁舎・宿舎等の行政財産に焦点を当てて解説してきました。本章では、こうした行政財産等を対象とした「国有財産の監査」について解説します。

第1章・第2章でお示した通り、行政財産は各省各庁によって管理されています。管理状況や使用状況にムダや非効率がないかを調査し、確かめるのが「国有財産の監査」です。この「国有財産の監査」は、財務大臣の権限で行われ、「国有財産の総括」において重要な役割を果たします。

監査により把握したムダ・非効率については、各省各庁に対し改善を求め、未利用地の創出や民間ビル等の借受の解消をすることにより財政貢献を果たしていきます。また、こうした一連の活動によって、「国民共有の財産」である国有財産が適正かつ効率的に管理されることを確保していきます。

① 監査の概要 では、監査事務がどのような流れで行われるのかを解説し、さらに、令和元年度に行われた監査結果を解説します。

② 監査の事例 では、具体的な事例を用いて、①どのような視点から監査を行っているのか、②監査の結果としてどのような成果があったのか、③指摘した事案に対してどのようにフォローアップを行っているかについて解説します。

資料ガイド

- ①監査の概要 資料01～02
- ②監査の事例 資料03～04

● 国有財産の監査

財務省は、国有財産の現況を正しく把握し、有効活用を図るため、国有財産に関する監査権限を有しています。

また、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。

監査の実施に当たっては、財務省において、毎年度、統一的な監査方針を定め、これを受けて、財務局等において、管轄区域内の財産の状況等に応じた監査計画を策定の上、監査を実施しています。

● 国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、未利用地の洗い出しや庁舎の空きスペースの創出等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、監査の充実・強化を進めています。

平成23年度以降においては、公用財産、公共用財産及び各省各庁所管普通財産に重点を置き、現地における深度あるメリハリの効いた監査を実施し、国有財産の適正な管理及び有効活用を促進しています。

● 監査のフォローアップ

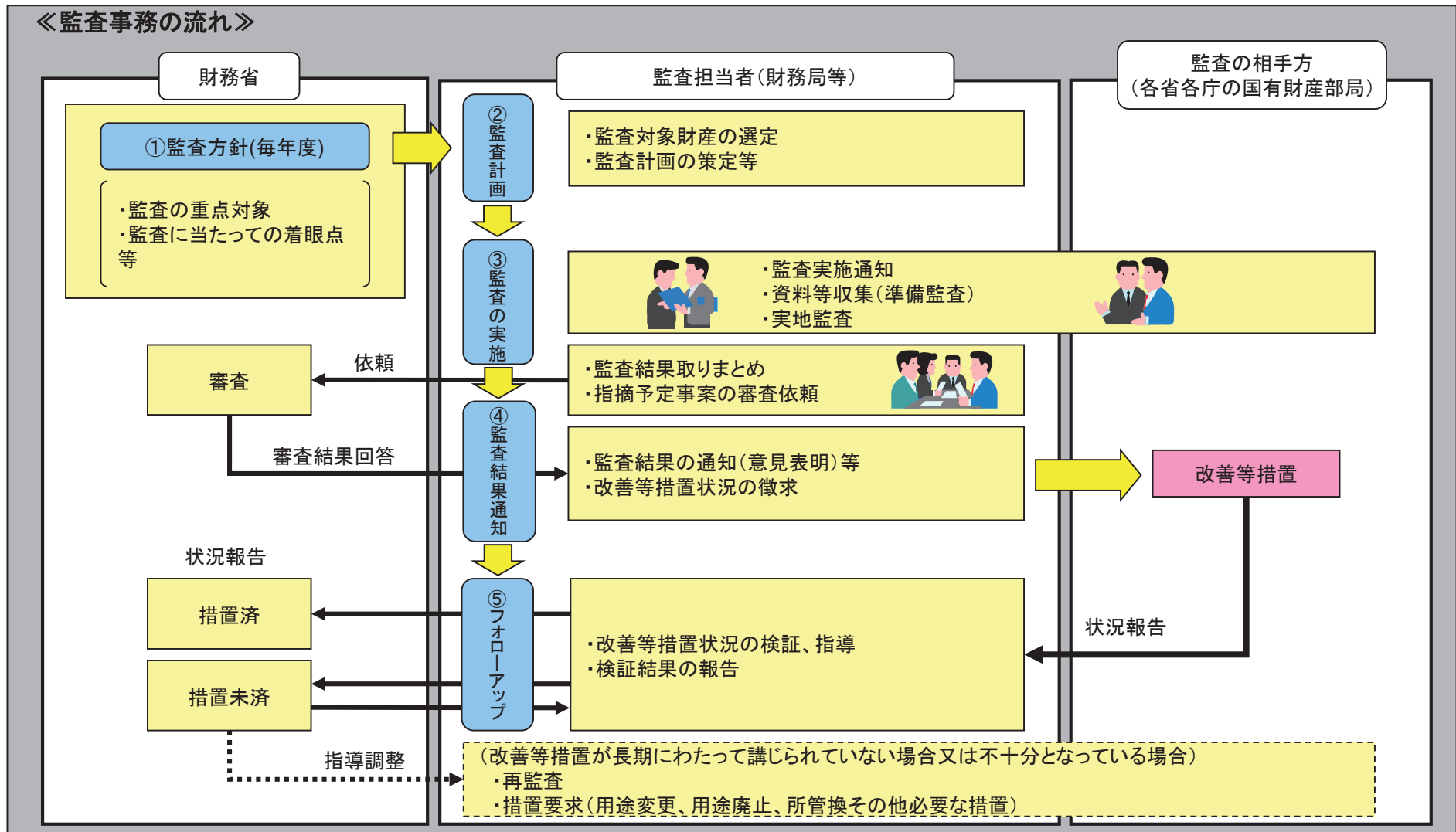
監査指摘した事案については、是正・改善の処理促進を図るため、毎年度、各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

01 国有財産の監査

① 監査の概要

- 財務省は、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 監査の実施に当たっては、財務省において、毎年度、統一的な監査方針を定め、これを受けて、財務局等において、管轄区域内の財産の状況等に応じた監査計画を策定の上、監査を実施しています。

《監査事務の流れ》



監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、監査の基本的な考え方及び毎年度の監査方針を各省各庁及び財務局等へ明示した上で、毎年度財務大臣の定める監査方針に従い、財務局等が実地監査計画を立て実地監査を実施しています。

国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、未利用地の洗い出しや庁舎の空きスペースの創出等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

令和元年度における監査結果

令和元年度においては、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、庁舎等の耐震性能不足への対応や既存庁舎の徹底活用といった観点（注）を踏まえつつ、行政財産について、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態の実地監査を重点的に実施しました。

また、普通財産について、特別会計の廃止により一般会計化されたものなど、「各省各庁所管の普通財産」の実地監査を重点的に実施しました。

（注）「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」答申（令和元年6月14日財政制度等審議会）における庁舎需要等への対応についての提言（「老朽化・耐震性能不足への取組み」及び「地方都市における既存庁舎の徹底した活用」）の観点を踏まえた監査を実施しました。

《監査結果の概要》

全国11の財務局等において、513件の実地監査を実施し、国有財産の有効活用や国の財政への貢献等の観点から、120件（23.4%）について問題点を指摘しました。

＜対象財産別内訳＞

○行政財産：借受庁舎や官署に求められる耐震性能が不足する庁舎から、余剰スペースのある庁舎や必要な耐震性能を有した庁舎へ官署を移転させることにより、有効活用、借受解消、用途廃止を求めたもの等。（実施件数 421件のうち、指摘件数 103件）

○普通財産：事業用地取得のために保有する代替地のうち、利用が見込まれないものについて、財務省への引継ぎを求めたもの等。（実施件数 92件のうち、指摘件数 17件）

参照 

データ集16
(P76)

<令和元年度 監査指摘事例>

徳島市内の合同庁舎等の監査を実施し、以下内容について指摘したものを。

○ 耐震性能を有した庁舎の確保

- ・ 監査の結果、徳島地方合同庁舎(耐震性能Ⅱ類、以下「徳島合庁」)は、官署退去による空きスペース(約2,600㎡)の発生が見込まれ、徳島第2地方合同庁舎(耐震性能Ⅲ類、以下「第2合庁」)に入居し耐震性能が不足する徳島財務事務所及び徳島労働局徳島事業主支援コーナー(共にⅡ類官署、以下「財務事務所等」)が移転可能な面積を確保できることが確認された。
- ・ このため、徳島合庁に財務事務所等を移転入居させ、耐震性能を有した庁舎の確保を図る必要があると指摘。

○ 非効率使用の改善及び用途廃止

- ・ 監査の結果、徳島合庁は、老朽狭隘の徳島税務署が移転可能な面積を、また、第2合庁は、財務事務所等の退去(約570㎡)及び余剰(約450㎡)の創出により、非効率使用の農政局徳島市庁舎及び借受庁舎の徳島募集案内所が移転可能な面積を、それぞれ確保できることが確認された。
- ・ このため、徳島合庁に徳島税務署を入居させ、また、第2合庁に農政局徳島市庁舎及び徳島募集案内所を入居させ、それぞれ非効率使用の改善を図るとともに、農政局徳島市庁舎を用途廃止する必要があると指摘。

上記の指摘を踏まえ、今後、耐震性能を有した庁舎の確保、非効率使用の改善及び不要となる財産の用途廃止が図られることとなる。



《参考》耐震性能について
災害対策基本法における行政機関(中央官庁や地方ブロック機関など)の区分に基づき、官庁施設について防災上の機能及び用途に応じて必要な耐震性能を規定(I, II, III類)している。

〔指摘内容(平成26年度監査指摘)〕

- さいたま新都心合同庁舎1号館は、入居官署の専用部分等の一部に非効率な使用実態が認められた。
一方、近隣には民間建物を借り受けている関東地方環境事務所が所在している。
- よって、さいたま新都心合同庁舎1号館の入居官署から約950㎡の返還を受け、共用会議室を再配置したうえ、関東地方環境事務所を移転入居させ、非効率使用の改善と借受解消を図る必要があると指摘。

〔是正状況〕

- 令和元年9月に合同庁舎の設備工事完了・移転入居
- 令和元年12月に借受庁舎の原状回復工事完了・借受解消

